

令和7年度 京の都恋プロジェクト イベント企画・運営等業務委託仕様書

1 業務名

令和7年度 京の都恋プロジェクト イベント企画・運営等業務

2 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 業務目的

京都府及びきょうと婚活応援センター、明治安田生命保険相互会社が連携し、異性との出会いや結婚を希望する若手社会人への婚活支援を行う「京の都恋プロジェクト」を通し、京都府各地で気軽に参加しやすい「出会えるイベント」等を実施することにより、結婚に関心があるものの婚活を特に始めていない方への後押しをするとともに、府内企業等への働きかけを強め、府全域における婚活の気運を醸成することを目的とする。

4 業務委託項目

(1) 各種イベントの企画・実施

20代の若手社会人の価値観やニーズ等に応じたイベントについて、京都府と調整・協議の上、開催すること。

①大規模出会いイベント

ア 実施時期・回数

令和7年11月の土日祝（ただし、11月15日（土）は除く）・1回

イ 場所

京都府内（屋外・屋内を問わない）

ウ 人数規模

20代の若手社会人100人（男女各50名を想定）

エ 内容

結婚したいと思っているが、特に行動を起こしていない、何から始めて良いかわからないと感じている若手社会人でも、異性との出会いに向けて参加したくなるようなものとする。

マッチング（カップリング）は行わないこととするが、なるべく多くの参加者同士が交流できるよう工夫すること。

オ 参加費

入場料・飲食代等の実費相当を徴収して差し支えない。ただし、参加費を有料とする場合は、対象者が20代の若手社会人であることを考慮した金額設定とすることとし、金額は府と協議の上決定すること。

②マッチングイベント

ア 実施時期・回数

契約締結日から令和8年3月上旬頃の土日祝・3回

イ 場所

京都府内

ウ 人数規模

各回 20 代の若手社会人 30 人～50 人程度（男女が半数ずつになるようにすること）

エ 内容

マッチングイベントのうち 1 回は『「まるっと京都」周遊観光ツアー』を絡めたものとする。その他 2 回は若手社会人の出会いに効果的な内容を検討し、受託者が会場の確保等を行うこととする。いずれも、出会いの先にある交際、結婚につながる内容が含まれるよう意識すること。

オ 参加費

実費相当を徴収して差し支えない。ただし、参加費を有料とする場合は、対象者が 20 代の若手社会人であることを考慮した金額設定とすることとし、金額は府と協議の上決定すること。

※『「まるっと京都」周遊観光ツアー』とは

京都府知事と京都市長による「府市トップミーティング」において、府市連携による周遊観光を一層推進していくことが確認された中、「もうひとつの京都」エリア（海の京都、森の京都、お茶の京都、竹の里・乙訓の 4 エリア）と「とっておきの京都」エリア（伏見、大原、高雄、山科、西京、京北の 6 エリア）を巡る観光ツアーを実施するもの。

③異業種交流会

ア 実施時期

令和 7 年 9 月 6 日（土）午後（2～3 時間程度）を想定

イ 場所

上記日程で実施する場合、京都府において、京都市内の会場を確保済であるが、受託者で別途準備する場合は、京都府と協議の上、決定すること。

ウ 人数規模

20 代の若手社会人 50 人程度（男女が半数ずつになるようにすること）

エ 内容

出会い・結婚を含めたライフデザインについて考え、異なる職場で働く同年代との交流の機会をつくるものとする。なお、ライフデザインについては、京都府においてセミナー・ワークショップ（1 時間程度）を用意しており、それを活用すること。セミナー・ワークショップ終了後、参加者同士の交流が深まるような交流会を設けること。

オ 参加費

基本無料とする。

- ・上記イベントの開催にあたっては、京都府内の地域資源を活かし、若手社会人が参加したくなるような魅力的な企画立案を行うこと。

- ・上記イベントの開催にあたっては、参加者の安全性に配慮するとともに、公共交通機関による移動が困難な場所で開催する場合は移動手段を用意するなど、対象者が参加しやすい環境を整えること。
- ・上記イベントの開催にあたっては、より多くの出会いやカップル成立を促すような取組を盛り込むこと。
- ・上記イベントの開催にあたっては、チラシの作成や SNS による発信等具体的な広報手段を準備するとともに、多様な企業を巻き込みながら、若手社会人の参加を促す効果的な広報を提案すること。
なお、きょうと婚活応援センターの HP 及び SNS での発信は可能であるが、発信に必要な素材を提供すること。
- ・セミナー動画（10 分程度・1 種類）を作成し、上記イベントの参加者にはあらかじめスキルアップセミナー（マナーや身だしなみ、男女の考え方の違い等）を受講させること。
- ・上記イベントの参加者には、アンケートを取るとともに、イベント後も継続的に婚活に取り組めるようなアフターフォローを行うこと。
- ・上記イベントの申込者（落選者含む）に関して、できる限り継続的にイベントや婚活支援に資する情報提供を行うこと。
- ・上記イベントの申込者に関する個人情報適切に管理し、プライバシーに配慮する対策を講じること。
- ・上記イベントの運営にあたっては十分な人員を配置し、参加者のカップリングを後押しするようなフォロー等を行うこと。

（2）若手社会人をメインターゲットとした婚活支援の広報・啓発に関すること

20 代の若手社会人に対し、（1）で定めるイベントの広報・集客のみならず、婚活の気運醸成に資するような、効果的かつ具体的な広報を通年で行うこと。なお、広報に際しては、特定の価値観や思想の押し付けにならないよう配慮すること。

4 納品場所

京都府健康福祉部こども・子育て総合支援室

5 業務完了報告書等の提出（印刷物及び電子データ）

業務完了後は、令和 8 年 3 月 31 日（火）までに、広報に係る印刷物や経費内訳が分かる資料を添えて、業務完了報告書を提出すること。

※業務完了報告書には、参加者からのアンケート結果や記録写真等を含む

6 その他

- （1）本業務について、受注者の組織内に担当者を配置するとともに、委託業務の進捗状況及び内容確認を行うため、発注者からの要請があれば、受注者は業務打合せを実施すること。
- （2）本業務の実施にあたっては、発注者と連絡を密にし、円滑な業務の遂行に努めること。

- (3) 本業務を通じて取得した個人情報については、個人情報保護法等その他関係規定に基づき、適性に管理し取り扱うこと。
- (4) 本業務は、こども家庭庁「地域少子化対策重点推進交付金」を活用した事業であるため、業務に係る書類は事業終了後 5 年間保存の上、京都府監査委員事務局や会計検査院の監査対象となった場合は協力すること。
- (5) 契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、発注者と協議して決定するものとする